

## 所沢市産業振興ビジョン策定委員会委員名簿

(五十音順;敬称略/7名)

|   | 氏名     | 所属等                             | 備考          |
|---|--------|---------------------------------|-------------|
| 1 | 朝倉 はるみ | 淑徳大学 経営学部 准教授                   |             |
| 2 | 荻野 敏行  | 株式会社三ヶ島製作所 取締役社長                | 公募による市民     |
| 3 | 河藤 佳彦  | 高崎経済大学 地域政策学部 教授                | 委員長         |
| 4 | 久野 美和子 | 電気通信大学 産学官連携センター 客員教授(地域活性化伝道師) |             |
| 5 | 近藤 かおる | 経済産業省 関東経済産業局 地域経済部 地域振興課長      | H29.1.31 まで |
|   | 工藤 浩一  | 経済産業省 関東経済産業局 地域経済部 地域振興課長      | H29.2.1 より  |
| 6 | 千年 篤   | 東京農工大学 農学研究院 教授                 | 副委員長        |
| 7 | 政所 利子  | 株式会社玄 代表取締役                     |             |

## 策定経過

|                | 年月日               | 会議名等                | 議事・内容等   |
|----------------|-------------------|---------------------|--|
| 平成<br>28<br>年度 | 平成 28 年 8 月 29 日  | 第1回策定委員会            | ・委員委嘱・諮問<br>・所沢市の産業振興における現状と課題について                   |
|                | 8月～10月            | 商業・観光業事業者<br>アンケート  | 対象:市内の商業・観光業事業者 1,901 事業所                            |
|                | 8月～10月            | 農業事業者アンケート          | 対象:市内の農家・農業経営体 1,204 経営体                             |
|                | 10月17日            | 産業関連団体懇談会           | 参加団体:7団体(14部組織)、計23名                                 |
|                | 11月22日            | 第2回策定委員会            | ・各種調査結果について  |
|                | 11月11日～<br>12月19日 | 産業関連団体への<br>個別ヒアリング | 対象団体:7団体(14部組織)                                      |
|                | 平成 29 年 2 月 20 日  | 第3回策定委員会            | ・基本理念・基本方針(たたき台)について                                 |
| 平成<br>29<br>年度 | 平成 29 年 4 月 18 日  | 第4回策定委員会            | ・施策体系図(案)について<br>・重点プロジェクト(たたき台)について<br>・推進体制(案)について |
|                | 6月27日             | 第5回策定委員会            | ・産業振興ビジョン(素案)について                                    |
|                | 6月30日             | 産業関連団体懇談会           | 参加団体:7団体(14部組織)、計23名                                 |
|                | 7月31日             | 第6回策定委員会            | ・産業振興ビジョン(案)について<br>・パブリックコメントの実施方針について              |
|                | 9月25日～10月16日      | パブリックコメント           | 意見提出者:3名、意見項目数:6件                                    |
|                | 11月2日             | 第7回策定委員会            | ・産業振興ビジョン(最終案)について                                   |
|                | 11月14日            |                     | ・産業振興ビジョンの答申   |

所産第 302号  
平成28年8月29日

所沢市産業振興ビジョン策定委員会  
委員長 河藤 佳彦 様

所沢市長 藤本 正人

所沢市産業振興ビジョンの策定について（諮問）

本市の産業分野の取組みについては、第5次所沢市総合計画後期基本計画に掲げられたまちづくりの目標「産業・経済 資源・特性を活かし 産業の活性化やにぎわいの創出を進めます」及び総合的に取り組む重点課題「所沢ブランドの推進とまちの活性化」のもと、農業、商業、工業、観光等に係る施策を展開しているところです。

今後、第5次所沢市総合計画に掲げられた「望ましいまちの姿」や、昨年度策定した所沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられた「将来的に目指すまちの姿」を実現するためには、これまでの産業施策の取組みを整理するとともに、今後ますます変化するであろう産業構造の状況などを踏まえ、農業、商業、工業、観光が一体となって地域を活性化していく方向性を示す必要があります。

つきましては、本市の産業施策の今後の方向性を示す「所沢市産業振興ビジョン」の策定について、貴委員会のご意見をお伺いいたします。

なお、ビジョン策定にあたりましては、達成すべき数値目標の設定や、今後、産業振興を進めていくにあたっての組織体制の整備につきましても、ご検討くださいますようお願いいたします。



平成29年11月14日

所沢市長 藤本 正人 様

所沢市産業振興ビジョン策定委員会  
委員長 河藤 佳彦

所沢市産業振興ビジョンの策定について（答申）

平成28年8月29日付で諮問のあった所沢市産業振興ビジョンの策定について、当委員会は7回にわたる会議を開催し、市民や事業者のご意見なども踏まえ慎重に審議した結果、別添のとおり答申いたします。

本答申では、人口減少・少子高齢化の急速な進行や環境問題、経済のグローバル化の進展など、産業を取り巻く社会経済情勢が大きく変化するなか、所沢市においても所沢駅周辺の再開発や大企業の新規立地などにより大きな転換期を迎えることを踏まえ、「活力ある産業と豊かなくらしの融合で まちの魅力を飛躍させる ところざわ」を基本理念に掲げ、都市型産業の誘致や、観光を軸とした新たな魅力とにぎわいの創出、労働力人口の確保といった産業振興施策を盛り込みました。また、産業振興の推進に役立つよう、数値目標を設定するとともに組織体制の整備の必要性について提示しました。

今後、本ビジョンに基づく施策を展開するにあたり、事業者や産業関連団体、市民、産業支援機関、国・埼玉県等の各主体との連携を図るとともに、効果的かつ着実な計画の推進に努めていただくよう、お願いいたします。

## 所沢市産業振興ビジョン策定委員会条例

(設置)

第1条 産業施策の今後の方向性を示す所沢市産業振興ビジョンの策定に関し必要な事項について調査及び審議を行わせるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、所沢市産業振興ビジョン策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 産業関係団体の代表者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から当該調査及び審議が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1 農業振興地域整備促進協議会委員の項の次に次のように加える。

|                 |    |        |
|-----------------|----|--------|
| 産業振興ビジョン策定委員会委員 | 日額 | 7,900円 |
|-----------------|----|--------|



## 市内事業所等に対するアンケート調査 結果概要（抜粋）

アンケート調査の詳細は「所沢市産業振興ビジョン策定に係る基礎調査報告書」をご覧ください。

|      | 工業                               | 商業・観光業   | 農業  |
|------|----------------------------------|--|---|
| 調査対象 | 製造業事業所<br>全て：790 事業所             | 商業・観光業関連事業所<br>無作為抽出：1,856 事業所<br>所沢市観光協会会員事業所<br>個人会員等を除く：144 事業所 | 5反以上の農地を市内に有する<br>全ての農家の世帯主・代表<br>市外在住を除く：1,206 経営体 |
| 調査方法 | 郵送配布・FAX 又は市 HP 内の専用ページにて回収      | 郵送配布・郵送回収  | 郵送配布・郵送回収   |
| 時期   | 平成28年3月                          | 平成28年8月～9月   | 平成28年8月～9月  |
| 回収状況 | 配布748(廃業等を除く)<br>回収179(回収率23.0%) | 配布1,901(未達を除く)<br>回収 476(回収率25.0%)                                 | 配布1,204(未達を除く)<br>回収 583(回収率48.4%)                  |

### 1. 市に立地する事業所等の特徴

工業及び商業では、6割前後の事業所が従業員規模 10 人未満の小規模事業所であり、農業も就業者が2人以下の農家が6割を占める。

工業事業所の6割は、生産工程では「部品加工や製品組立」など「1工程」のみであり、取引先は首都圏や埼玉県の前近郊が中心。「他社にはない製品や技術、特許等を持っている」事業所は2割弱。

商業・観光業の業種は「小売業」、経営形態は「個人」が多く、「個人・家庭向けの商品・サービス」が中心。「オリジナル商品の開発や販売」あるいは「個性的な顧客サービス」を実施している事業所は3割程度。

農業では、半数が「第二種兼業農家」、3分の1が耕作面積1ha未満で、認定農業者は約3割程度。

### 2. 現在の経営状況や経営上の問題点

農業では多くの農家・経営体で「担い手の高齢化」や「出荷価格が不安定」等が問題となっているが、工業・商業・観光業事業所と比べ、後継者が決まっている割合は約4割近くとやや高い。

今後の経営の見通しは、工業では「予測できない」が4割と最も多く、商業・観光業では「採算割れが予想される」、「利益がほとんど見込めない」が半数弱と厳しい状況。また、農業では半数の農家・経営体で、「事業を縮小」や「転業・廃業」、「わからない」など先行きに不安を抱えている。

### 3. 農商工連携や観光振興への取組状況と必要な対策

商業・観光業では約1割が農商工連携に「取り組んでいる」、「取り組む予定がある」とし、「機会があれば取り組みたい」をあわせると2割弱。農業では、農商工連携に積極的な農家の割合は1割に満たない。

農商工連携に向けて、商業・観光業では「情報交換の場の設置」や「情報発信の充実」、「補助や助成制度の充実」が、農業では「補助や助成制度の充実」や「アドバイザーや相談窓口の設置」が求められている。

観光客を意識したサービスや農作物の生産等を行っているのは、商業・観光業、農業とも5%未満。

観光振興に向けては、「交通機能の向上」や「市の魅力の発信強化」が多くから指摘されている。

### 4. 産業振興に向け市に求める支援策

市に望む産業振興施策としては、工業では「設備投資」や「運転資金への融資」、商業・観光業では「補助金・融資等の制度拡充」や「支援制度の情報提供」、農業では「農業基盤整備の充実」や「担い手や後継者確保に係る支援」等が挙げられている。